

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定） のフォローアップの結果について

平成26年3月31日現在
内閣府

1 目的、根拠

規制改革実施計画に盛り込まれた事項については、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」により、「内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。」とされている。

このため、本計画に盛り込まれている事項について、平成26年3月31日現在の所管府省庁の実施状況を整理し、その結果を報告する。

2 概要

計画に盛り込まれた142項目の概要は次のとおりである。

- (1)措置が完了したもの … 89項目
- (2)実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの … 17項目
- (3)実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの … 35項目
- (4)平成26年度以降、具体的な検討を行うもの … 1項目

※ 1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする。

※ (1)の「措置が完了したもの」89項目についても、検討結果が実施計画の趣旨に沿っているかについては、今後検討を続ける。

目次

	頁
1. エネルギー・環境分野	… 1
2. 保育分野	… 22
3. 健康・医療分野	… 25
4. 雇用分野	… 31
5. 創業等分野	… 32

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済	計画に定められた内容を完了したもの
未措置	計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	計画に定められた内容の実現に向けた検討中で、結論が得られていないもの
未検討	計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの